

連携中枢都市圏形成に係る連携協約
の一部を変更する連携協約

令和 2 年 7 月 8 日

郡山市 本宮市

郡山市と本宮市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を
変更する連携協約

郡山市と本宮市が平成31年1月23日付けて締結した連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

第1条 原協約第3条関係別表3(5)を次のように改める。

別表（第3条関係）

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

取組	内容	郡山市の役割	本宮市の役割
(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による地域防災力の向上、減災・防災体制の強化等、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	本宮市と連携して、災害対策・住民の安全安心の確保に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、災害対策・住民の安全安心の確保に取り組む。

第2条 その他の条項については、原協約のとおりとする。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、郡山市及び本宮市が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和2年7月8日

郡山市

郡山市長

品川 萬里



本宮市

本宮市長

高松 義行

